

商品先物取引業の廃止の公告

当社は、平成三十一年四月十九日をもって、商品先物取引業を廃止することと致しましたので、商品先物取引法第九十七条第三項及び同法施行規則第九十条第三項の規定により公告致します。

一、当社が行う委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法

① 岡藤商事株式会社への移管を希望されるお客様

移管を希望され、お客様及び岡藤商事株式会社並びに当社との間で三者間契約を結んで頂いたお客様につきましては、平成三十一年四月十九日の立会終了後（株式会社東京商品取引所上場商品においては同日日中立会終了時）に、岡藤商事株式会社へお預かりしております取引証拠金及び建玉を移管させて頂きます。

② 取引を結了されるお客様

移管を希望されないお客様及び前項の三者間契約を結んで頂けないお客様につきましては、平成三十一年四月十二日の立会終了時（株式会社東京商品取引所上場商品においては同日日中立会終了時）までに全建玉を決済して頂きます。全建玉の決済が為されない場合は、平成三十一年四月十五日の正午以降の立会にて当社がお客様の計算において全建玉を決済させて頂きます。

二、商品先物取引業務に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法

商品市場における取引の結了後、お客様の指定する金融機関口座に遅滞なく返還致します。

また、建玉を有していないお客様につきましても、お客様の指定する金融機関口座に遅滞なく返還致します。

なお、本件についてのご不明な点などお問い合わせ等については、以下にご連絡頂きます様お願い致します。

連絡窓口 当社管理部

電話番号 ○三―五五四二―八九一〇

平成三十一年三月五日

東京都中央区新川一丁目二四番一号

セントラル商事株式会社

代表取締役社長 坂本 圭隆